

ギリシャ政府の新型コロナウイルス対策 (国内制限措置の延長と一部変更)

2021年4月12日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更するとともに、一部地域の警戒レベルを変更しましたので、お知らせします。有効期間は、4月19日午前6時までとなっています。

■4月12日から緩和された措置は次のとおりです。

- (1) 高校の授業を再開(セルフテストの受検等を条件とする)
- (2) 小売り店の営業について、アハイア郡は、全国と同様に Click away 及び Click inside で営業可。テサロニキ郡では、Click away のみで営業可。コザニ郡のみ、営業禁止を継続。
- (3) 動物園、植物園を条件付きで再開(屋外施設のみ営業可。周囲と2m以上の間隔を保つ、25㎡毎に1人までとし、かつ2000㎡までは1日300人まで、2000㎡以上は1日に600人まで、グループは3人まで、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く、電子チケットのみ可、ライブショーは禁止)。
- (4) ロッターリー店が営業再開(人数制限等、条件付き)。

■各警戒レベルとその対象地域(4月12日時点)

(1) レベルB(警戒レベル)

下記レベルC以外の全地域

(2) レベルC(危険レベル)

アッティカ県、アハイア郡、ピオティア郡、エヴィア郡(マンドゥディ・リムニ・アギアアンナ市、イステイエア・エディプソス市を除く)、エヴリタニア郡、アルカディア郡、コリンシア郡、テサロニキ郡、ハルキディキ郡、キルクス郡、ペラ郡、コザニ郡、レスボス郡、ザキントス郡、ミコнос郡、アギオン・オロス(アトス半島)、カリムノス市、レロス市、ロドス市、ヒオス市、レシムノ郡アノヤ市、ハニア市、イオアニナ市、コニツァ市、セレス郡アンフィポリ市、ベリア市、セレス市、カルディツァ市、カストリア市、カストリア郡オレスティダ市、グレベナ市、コザニ郡ボイオス市ガラティニ村

(今回新たにレベルCとなった地域)

コス郡、イリア郡イリダ市、ラミア市、フシオティダ郡ロクレス市

■「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210412_kokunai.pdf

■「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210412_gaishutsu.pdf

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp